

労働保険のお知らせ

令和6年度 労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、
6月3日(月)～7月10日(水)です。

電子申請・電子納付や口座振替のご利用、または
最寄りの労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。

年度更新申告書の書き方および申告・納付方法などの詳細については、年度更新申告書に同封しているパンフレットなどをご参照ください。厚生労働省のウェブサイトでもご確認いただけます。

労働保険の手続きには「電子申請」をぜひご活用ください！(自宅やオフィスから24時間いつでも申告・納付が可能です)

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

年度更新申告書
書き方パンフレット



労働保険電子申請
特設サイト



6月は「外国人雇用啓発月間」です

ともに創ろう、みんなが働きやすい職場
～外国人雇用はルールを守って適正に～

外国人(特別永住者などを除く)を雇い入れる際および離職させる際には、その氏名や在留資格などをハローワークに届け出てください。

外国人労働者の適正な雇用の推進および不法就労の防止を図るためには、事業主をはじめとした皆さまのご理解とご協力が必要です。

 岐阜労働局職業対策課 ☎058-245-1314 または最寄りのハローワークまで

【大垣税務署からのお知らせ】

大垣税務署では、7月10日(水)から「内部事務のセンター化(※)」を実施しますので、同日以降、下記の事項についてご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆さまの所轄税務署を変更するものではありません。

○ 大垣税務署に申告書、申請書および添付書類などを提出する場合は、以下のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

- ・e-Tax(データ)により提出する場合 ▶ 従来どおり大垣税務署へ送信してください。
- ・書面により提出する場合 ▶ 業務センターへ郵送してください。

【郵送先】〒460-8527

名古屋市中区三の丸三丁目2番4号 名古屋第二国税総合庁舎
名古屋国税局 業務センター三の丸分室

○ 電話や面接による相談、納税証明書の交付、現金による国税の納付などの窓口対応は従来どおり大垣税務署で行います。

○ 納税者の皆さまに対して、業務センターから電話や文書によりお問い合わせすることがあります。

(※)「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化などのため、複数の税務署の内部事務(申告書などの入力や審査、還付金の支払い手続き、申告内容についての照会文書の発送など)を、専担部署(業務センター)で集約処理する取り組みです。

 大垣税務署 総務課 ☎78-4101 自動音声に従い「2」を選択してください